

下関市補助金検討委員会 議事録

日時：平成28年7月27日（水） 午後1時30分～4時

場所：本庁舎新館5階 506会議室

参加者：森 邦恵会長、弘利 要副会長、江藤 和代委員、江原 義和委員、
守永総務部長、今井総務部次長、内田行政管理課長、笹野行政管理課主幹、
山本行政管理課主任、大仲行政管理課主査

【内容】

次第2. (1) 前回における確認事項について

事務局) NO.42「全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会出場補助金」の前回確認事項について説明。

委員) 補助対象経費の「下関市の広告宣伝に係る経費」については、別の補助対象経費である「応援に係る経費」が主体となるため、加えて、補助金交付の必須条件ではないため、交付先団体（高等学校）の「下関市の広告を実施しようという意思（善意）」がないと発生しないと考える。例えば、「下関市」の文字等が入った物品だけではなく、下関市をイメージさせるグッズを応援団に着用してもらい、それ自体を下関市の「広告宣伝」として補助対象とすることも一案である。下関市の文字がなければ「広告宣伝」にならないという発想を転換し、交付先団体が利用しやすい（実施したくなるような）対象経費の考え方を検討するべきである。

委員) 「広告宣伝」の実施に伴い購入した物品（グッズ等）を個人に譲渡した場合、個人に対し経済的利益を与えたことになる。その場合においては、購入物品の帰属について十分に検討する必要がある。

委員) 収入項目にある寄付の金額（収入金額約6,330万円、このうち寄付金は約5,050万円で総収入額の79.8%）はその時々で変わるものであるが、今回のように寄付金額が多いと補助金が寄付金の中に埋もれてしまい、使途内容が埋没することも考えられる。補助金の使途については、明確にするべきである。

委員) 今回は2回戦で負けたため、結果的に大きな額の繰越金が発生しているが、仮に勝ち進んだ場合、収入不足が発生し、今回の補助金額では足りない可能性も想定される。

次第2. (2) 継続 (NO.64～87)

①見直し (NO.64～70)

委員) NO.67「はり・きゅう、マッサージ等施術補助金（長寿支援課分）」及びNO.68「はり、きゅう施術補助金（保険年金課分）」について、利用状況の確認はどのようにしているのか。

→N0. 68の「はり・きゅう施術補助金（保険年金課分）」の場合、国民健康保険の被保険者に対するものであるため、利用者本人へ利用実績を記載した「医療費通知」の送付、利用証の利用実績と請求書との検証や施術所に対する直接監査などにより、利用状況を確認している。なお、N0. 67「はり・きゅう、マッサージ等施術補助金（長寿支援課）」については、確認して、後日回答する。

※定期的に又は随時に指定施術者を訪問し、施術録の確認・照合などを実施している。加えて、請求等で不審な内容が判明した際に監査を実施。（福祉部長寿支援課に確認後、第4回補助金検討委員会時に回答）

委員）補助金の対象となる施術所は登録制なのか。また、施術所が登録する理由は何か。

→登録制となっている。市に登録すると補助金の支給対象の施術所となるため、利用者に対して「市の補助制度を利用できる」という宣伝効果がある。（事務局）

委員）N0. 69「下関市障害児保育事業費補助金」について、決算書では市からの補助金が全額人件費に充当されているが、給与台帳等との確認はしているのか。決算書に記載された人件費の金額は保育園が支出した人件費の一部であり、全部ではないため、数字的に調整を行っていると考えられる。決算書の人件費と給与台帳等の人件費に乖離（かいり）があれば、結果的に差額が保育園の利益となる。

委員）交付先団体に支出された補助金が適正に使用されていることを検証するシステム（体制）が確立されていることが重要である。また、山口県からの補助が平成22年度で廃止されているが、その理由と補助金の財源は何か。

→廃止は山口県の考えによるもので、廃止された補助金を市が引き継いだものである。また、財源は単市となっている。（事務局）

委員）保育士などの増員経費を補助対象としているが、増員経費と人件費とは一致すると考えてよいのか。人件費とは抽象的な概念で給与、法定福利費、福利厚生費や被服費なども含まれる。どのような経費を対象とするかを明確にしないと、考え方によっては人件費の範囲を拡大することになる。

委員）当該補助金は保育園に障害児が入園した際に、必要となる経費、主に人件費を補助するものと考えてよいか。

→お見込みのとおり。障害児の入園に伴い増員した保育士等の人件費を補填するものと聞いている。（事務局）

委員）給与台帳等を確認し、補助金額を上回る人件費の支出が確認できれば、問題はないと考える。資料にある決算書では作為が可能となっている。

委員）当該補助金は保育士等の増員が前提となっているのか。また、障害児入園

に伴う保育士等の配置の基準はあるのか。

→確認して後日回答する。(事務局)

※障害児何名につき1名の保育士を増員するという基準はなし。一般財源化(交付税化)された際に、「障害児2人につき保育士1人」という概念が提示されたが、増員必要人数については保育士としての技術力によっても異なるため、園に一任している。ただし、障害児受入れに伴う増員数については把握している。(こども未来部こども育成課に確認後、第4回補助金検討委員会時に回答)

委員) 保育園の運営費である市の措置費の中に、障害児に対する加算があると考えているが、この補助金は措置費に加えての補助となるのか

→確認して後日回答する。(事務局)

※(保育園に対する)委託費、は公定価格によって保育園の規模や入所者数、各種加算の適用状況に応じて算出されるが、障害児保育に関する経費は一般財源化されていることから積算項目となっていない。(こども未来部こども育成課に確認後、第4回補助金検討委員会時に回答)

委員) NO.64「コミュニティ活動費補助金」及びNO.65「コミュニティ助成事業補助金」について、補助事業者(自治総合センター)に対し、事業申請する際、市として申請する事業の優先順位を付していると考えますが、その順位付けのプロセスはどのようなになっているのか。優先順位については、客観性があり、公益性・必要性の検討がされていることが重要である。例えば、事業に対する評価委員会を設置し、委員による評点により優先順位付けをするなどを行っているのか。

→事業の全てを補助事業者に申請していると聞いているが、優先順位付けのプロセスについては確認して後日回答する。(事務局)

※優先順位付けに対する明確な基準は設けてはおらず、必要性や過去の申請実績等を総合的に判断し、決定している。(市民部市民文化課に確認後、第4回補助金検討委員会時に回答)

委員) NO.66「経費老人ホーム事務費補助金」について、補助金額の積算方法が分かりづらいが、どのように理解すればよいのか。

→補助金額は、実際に要した総事業費と一定のルールに基づき積算される補助基準額を比較し、低い方の金額から老人ホームに入所している方の自己負担金を減じた額となっている。積算方法については要綱に明記されている。(事務局)

委員) 事務局から委員会へ検討依頼のあった「補助金を財源として取得した財産(施設・物品)の台帳整備」の要否について他の委員の意見をお聞きしたい。

委員) 財産の適正管理の観点からも台帳整備は必須と考えるが、交付先団体の事

務負担も考慮する必要があると考える。

委員) 公金で財産を取得する以上、紛失や転売を防止する観点からも台帳を整備すべきと考える。

委員) 企業や組織では財産の台帳整備は当然であるが、交付先団体の事務負担や財産の範囲の線引きなど難しい面もある。

委員) 管理面だけであれば、企業並みの正式な台帳ではなく、取得した財産の整備(購入)、破棄、持ち出し、返却の経過が年月日ごとに記載されている簡易な台帳で足りるのではないか。方法論はいろいろあるが、交付先団体に対する財産の適正管理の意識付けは重要と考える。

委員) 市は財産の適正管理(台帳の整備)について、交付先団体に対し、どのように指導しているのか

→交付先団体の状況にもよるが、実態として台帳の整備までは求めてはいない。今回の委員の意見を踏まえ、台帳の整備について内部で整理・検討してまいりたい。(事務局)

①見直し (NO. 71~79)

委員) NO. 78「下関市生ごみ堆肥化容器購入補助金」について、この補助金の開始年度と最近の実績は。指摘に「補助の目的が達成された際には補助事業を終了する・・・」とあるが、達成とはどのような状況を想定しているのか。

→平成5年に創設された補助金で、実績としては、平成25年度は83基、平成26年度は58基である。また、目的の達成とは、所管課が目標としている普及率を想定している。(事務局)

委員) 確認として、

①1家庭1回限りの補助金か。

②集合住宅では、機器を設置することに伴い発生する音の防止や設置のための敷地(庭)の必要性において、一軒家より不利と考えられ、不公平が生じているのではないか。

③補助金の効果はどの程度あったと判断しているのか。

④機器設置後の追跡調査は実施しているのか。

→①原則、1家庭1回を限度としているが、機器の破損等による場合には、対応が可能となる場合もある。補助回数以外の質問については確認して後日回答する。(事務局)

※②一軒家でなければ設置ができないということはなく、集合住宅でも設置は可能であるため、公平性に問題はないものと考えている。集合住宅の家庭では堆肥としての活用はあまり想定されないが、生ごみの減量という観点からは十分に活用できると考えている。

③効果としては、購入後10年稼働、二人世帯で生ごみを半減できると仮定すると、制度設立から平成27年度までの間で、

6,300 トンの減量効果があったと推計している。

④追跡調査として、使用状況、設置場所、処理後の残渣の用途、可燃ごみが減ったか否か、問題点等を調査している。(環境部クリーン推進課に確認後、第4回補助金検討委員会時に回答)

委員) NO.75「退職者のためのがん検診助成金」について、少額(年間予算4千円)の補助であるが補助制度として必要なのか。この制度を維持するための事務経費のほうが多いように感じられる。

①見直し(NO.80~87)

委員) NO.84「空き家管理・流通促進支援事業補助金」及びNO.85「市街地再開発事業ファーストステップ支援補助金」について、実績はあるのか、また、補助創設年度は。

→双方とも実績はなく、補助金の創設年度は平成27年度である。

委員) NO.83「土地開発公社特定土地に係る補填金」について、予算は計上されていないが土地開発公社の土地の保有土地の面積と金額はどのくらいあるのか。

→確認して後日回答する。(事務局)

※公社の保有土地の面積及び金額について、平成28年3月31日現在で、総面積は87,826.81㎡、簿価の総額は2,674,647,779円。(都市整備部都市計画課に確認後、第4回補助金検討委員会時に回答)

委員) NO.81「あきんど活性化支援事業費補助金」について、補助対象となる職種は「小売業、飲食業又はサービス業」とあり、対象から製造業などを除外しているが、その理由は何か。

→確認して後日回答する。(事務局)

※当該補助金は、空き店舗の解消及び商業の振興を図ることを目的しており、市内商業の活性化及びにぎわい創出の観点から、物品やサービスの購入のために一般消費者が出入りする店舗・業種を補助対象と想定しているため、小売、飲食、サービス業に限定している。(産業振興部産業振興課に確認後、第4回補助金検討委員会時に回答)

委員) 当該補助金を含め中心市街地活性化対策として、市は各種の事業を実施しているが、事業の活用状況は中心市街地では低調である。中心市街地活性化において商工会議所の存在は大きいはずである。市と商工会議所との連携(協力)体制はどのようになっているのか。中心市街地活性化の事業を推進するためには、積極的に商工会議所と協力していく姿勢が必要である。

→確認して後日回答する。(事務局)

※(商工会議所は)補助対象者の決定における「あきんど活性化審査会」の審査委員になっていただいております。経営に係る専門家として事業採算性や継続性等の観点から審査・意見をいただいております。(産

業振興部産業振興課に確認後、第4回補助金検討委員会時に回答)

委員) NO.80「中小企業体質強化特別融資等債務保証料補給金」については、補助金申請の事務手続きは補助対象者である「中小企業者」ではなく、融資元の金融機関が行っていると聞いている。「中小企業者」への保証料補給のフローはどうなっているのか。

→確認して後日回答する。(事務局)

※本人が一旦、保証料を金融機関に対して全額負担した後、市から保証料の一定割合が本人に支払われる。(産業振興部産業振興課に確認後、第4回補助金検討委員会時に回答)

委員) 中小企業者の当該補助金に対する認知度が低いため、利用するか否か(できるか否か)は融資元の金融機関の差配によるところが大きい。中小企業者の利用を促すため、より一層の広報活動が必要と考える。

委員) 総括的な意見であるが、今回、配付された補助金の個別資料(補助金整理票)に補助金が創設された年度が記載されていなかった。年度の記載があれば、補助金が創設後、短期間のものなのか、長期間に及ぶものなのか、などが理解できるので、より深い検討ができたと考える。

→配慮が足りず、お詫び申し上げます。(事務局)

次第2. (3) 平成27年度の補助金の見直しの状況報告

委員) 平成27年度の見直しに対する各補助金所管課の対応について、事務局はどう評価しているのか。

→見直しについては、各所管課とも積極的取り組んでおり、順調に推移していると考えている。(事務局)

委員) 補助金から市の直接支出へ移行した事例があるが、その場合、支出の範囲は補助金と比べ、限定されると考えてよいか。

→お見込みのとおり。市の予算費目から支出されるため、支出に関してはこれまでの補助金のような流動的、弾力的な運用は不可能となる。

次第3. その他

事務局) ①視察旅費(宿泊も含む。)

②消費税(交付先団体が消費税の課税事業者である場合の消費税の取扱い)

③(講師謝礼などの人件費に係る)源泉徴収のあり方について

意見を伺いたい。

—視察旅費について—

委員) 視察旅費に係る宿泊費の額については、定額よりも実費弁償(実際に宿泊に要した金額)のほうが望ましいのではないか。

委員) 視察旅費の内容については、交付先団体の内部事情や活動内容も考慮する必要があり、一律に規定することは難しい側面がある。

委員) 旅行の行程や目的を明確にすることが重要であり、それらを踏まえたうえで旅費の合理性を判断するべきである。

－消費税について－

委員) 一般的な交付先団体であれば、消費税の申告が必要となる収益事業を実施していないため、消費税についての議論をする必要はないと考える。

委員) 収益事業を行っている企業に対し、補助金を交付する場合のみ、その取扱いに留意すればよい。

委員) (収益事業を行っている企業へ補助金を交付する際に、対象経費から消費税相当額を除き交付することについては) 消費税の取扱いに対する整理の一つと考える。

委員) 当該案件については、第4回において引き続き検討したい。

－源泉徴収について－

委員) 所得税法に基づき源泉徴収を実施すべきと考えられ、交付先団体に対する適切な指導が望ましい。

事務局) 次回の開催は、平成28年8月8日(月)午後1時30分から、本庁舎新館5階506会議室で開催する。